倉敷市立大高小学校 いじめ防止基本方針

め に 関 す る 現 課 状

- 本校は市内屈指の大規模校であり、各学年5~6クラスで、学級の人数も多く、様々な関係を築くことができる一方で、同学年でも名前が分からない児童もいる。児童は優しく、様々な個性を受け入れ 他者に寛容であるが、他者への関心が希薄な部分もある。また、コミュニケーション力の低下や言葉の乱れ等から、人間関係のトラブルが起こることもある。いじめについては、「いじめ見逃しゼロ」を合言 葉に、いじめに発展するかもしれないという意識で児童をよく観察し、積極的な認知と速やかな解消に努めたい。
- ・現在、生徒指導主事を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止・早期発見・早期解決の取組をより強く推進するためには、より組織的な取組を行う必要がある。

いじめ 問 題 対 策 考 ^ の の 基 本 的 な え 方

- ・「いじめ見逃しゼロ」を合言葉に、いじめ問題への積極的な対応を行
- ・組織的な取組を推進するため、いじめ対策委員会のメンバーがそれぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決策について考え、委員会で決定した取組を全職員で行う。また、児童の意識調査や人 間関係の把握を行い、その結果を基に校内研修等を実施し、良好な人間関係を育む教育活動に生かしていく。
- いじめの未然防止については、児童一人ひとりの居場所がある学級経営を基本とした上で、児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じ られる学校づくりを進める。
- いじめの早期発見のためにアンケート等を実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・ 年3回の教育相談において、児童の悩みや思いを細かく把握し、トラブルを生まない良好な人間関係を築いていこうとする意識の高揚を図る。

学

じ

<対策委員会の役割>

<対策委員会の開催時期>

め

い

・ いじめを考える週間や人権週間で、いじめについて考えたり、仲間作りを深めたりする取組を行い、いじめを生まない環境づくりを進める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- 学校基本方針を育友会(PTA)総会で説明 し、学校のいじめ問題への取組について保護 者の理解を得るとともに、研修会や学級懇談 会等を活用したいじめ問題についての意見交 換や協議の場を設定し、取組の改善に生か
- ・ 地域コミュニティ協議会や民生委員・児童 委員、学校評議員の協力を得ながら、児童の 学校外での生活に関する見守り や情報提供 の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ 教育相談便りや学校ホームページ等に いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育 相談窓口等を掲載し、関係機関とのより一層 の連携をめざす。

策

委

校 員

会

· 県·市教育委員会 ·児童相談所 ·倉敷警察署

関

等

の

ح

連

携

子ども相談センター ・青少年育成センター

<連携の内容>

<連携機関名>

関

ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門 スタッフ(SSW等)の派遣、非行防止教室、連絡会議

<学校側の窓口>

係

· 校長·副校長·教頭·生徒指導主事

機

・ 年3回開催(学期ごと)・いじめの事実が確認できた時 <対策委員会の内容の教職員への伝達> 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で

対

・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検 証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

伝達。

<構成メンバー>

• 校外

SC、SSW、 事例に応じて育友会(PTA)会長

校長、副校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、学年団 相談担当

> 全 教 職 員

学

が

実

施

す

る

取

(道徳・特活・各教科)

- 「誰もが大切にされる存在であり、いじめは絶対に許されない」ことを共通認識した上で「友情」や「仲間づくり」「人権」などをテーマとする様々な学習活動を通し、人権意識を高める。 (居場所づくり)
- ・ 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(いじめを考える週間・校内人権週間)

- ・ 6月・12月を重点月間とし、各週間には、生徒指導部・人権部・児童の運営委員会が主体となる各種の取組により、いじめを生まない環境づくりを進める。 (情報モラル教育)
- め ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年で行う。 മ (情報共有) 防
 - ・ 生徒指導主事から教職員向けに「生徒指導だより」を発行し、学級づくりや児童理解に対する情報を共有する。

校

(実態把握)

1

期

発 見

3

め

の

対

処

- 児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立)
- 相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 2 〈大高小学校‧教育相談基本方針〉

(情報共有)

- ・ 月に1度の生徒指導・いじめ対策部会や情報交換会で気になる児童の情報交換を定期的に行う。
- ・速やかに情報共有したいときは、生徒指導主事が中心となり、終礼を利用して情報共有を行う。

(いじめの有無の確認)

- ・ 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
 - いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
 - (いじめられた児童への支援)
 - いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への指導)

- ・ いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係 など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう継続的に指導を行う。 (周辺児童への指導)
- いじめを知りながら言い出せなかったり、見て見ぬふりをしてしまったりした児童に対して、学年学級での指導や個別の指導により、今後よりよい態度が取れるように指導を行う。 (継続的な支援)
- ・ 解決したように見られる事例でも、経過観察を継続し、児童が安心できる環境で学校生活を送ることができるようにする。 (重大事能への対応)
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談や通報を行う。